

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月7日(水)午後3時から午後4時30分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター第3会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	林 喜太郎	委員	2番	及川正義	委員
3番	金杉勝城	委員	4番	布施陽子	委員
5番	高品文敬	委員	6番	椎名寛	委員
7番	布施行雄	委員	8番	小林須美子	委員
9番	太田憲一	委員	10番	大木武一	委員
11番	鈴木茂	委員	12番	佐藤正剛	委員
14番	安藤幸春	委員	15番	穴澤久男	委員
16番	伊藤栄治	委員	17番	渡邊弘仁	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (10名)

19番	秋山菊次	委員	20番	布施利雄	委員
21番	加瀬安男	委員	22番	並木昭男	委員
23番	鎌形豊	委員	24番	山崎幸治	委員
25番	塚本繁雄	委員	26番	木原正勝	委員
27番	江波戸和男	委員	28番	寺本利幸	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

13番 石田利之 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (2名)

18番 伊藤輝夫 委員 29番 石橋 誠 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

その他

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市産業振興課) 職員 2名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和2年10月農業委員会定例総会を開会いたします。

渡邊会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は渡邊会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、8番小林須美子委員、9番太田憲一委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7番 本件につきましては、去る10月5日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和2年9月29日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)を審議いたしま

した。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号について、採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る10月5日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

7番 本件につきましては、去る10月5日、午後2時15分より、市民ふれあいセンター会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容

につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、令和2年9月29日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われれます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、江波戸和男委員と木原正勝委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、番号9番について、審議・採決いたします。江波戸和男委員は、退席をお願いします。

(江波戸和男委員 退席)

議 長 江波戸和男委員が退席しましたので、番号9番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号9番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号9番の内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号9番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号9番について、採決に入ります。
議案第2号の番号9番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 挙手多数であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(江波戸和男委員 着席)

議 長 江波戸和男委員が着席しましたので、次に、番号11番を議題といたします。木原正勝委員は、退席をお願いします。

(木原正勝委員 退席)

議 長 木原正勝委員が退席しましたので、番号11番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第2号の番号11番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号11番の内容を説明】

本件計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号11番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号の番号11番について、採決に入ります。
議案第2号の番号11番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

(木原正勝委員 着席)

議 長 木原正勝委員が着席しましたので、引き続き、議案第2号「令和2元年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」を議題といたします。番号9番と11番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の番号9番と11番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の番号9番と11番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、番号9番と11番を除き、採決に入ります。

議案第2号について、番号9番と11番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、本案には、椎名寛委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了

後に入室・着席していただきます。

最初に、番号1番について、審議・採決いたします。椎名寛委員は、退席をお願いします。

(椎名寛委員 退席)

議 長 椎名寛委員が退席しましたので、番号1番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号1番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

10番 番号1番について、後継者は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

す。
議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号の番号1番について、採決に入ります。
議案第3号の番号1番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

(椎名寛委員 着席)

議 長 椎名寛委員が着席しましたので、引き続き、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第3号の議案書を御覧ください。番号2番、3番及び5番並びに7番から11番までは、利用権設定に関する件であります。番号4番及び6番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第3号、番号2番から11番までを議案書を基に朗読】

番号2番から11番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号2番及び3番は、議案第5号の番号2番の農地法第5条の規定による許可申請に付随する案件であるため、議案第5号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

5番 番号2番と3番の譲受人は同一です。周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。

16番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

9番 番号5番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

15番 番号6番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

番号7番から11番までの譲受人は同一です。譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」、番号1番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、番号1番を除き、採決に入ります。

議案第3号について、番号1番を除き、原案のとおり決することと共に、番号2番と3番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の議案書を御覧ください。

【議案第4号、番号1番と2番を議案書を基に朗読】

番号1番について、堆肥舎用地として畑2筆計1,301㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

番号2番について、堆肥舎用地として田1,471㎡の内818.37㎡に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

1番 番号1番について、申請者は畜産業を営んでおりますが、申請地を堆肥舎用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思ひます。

番号2番について、申請者は畜産業を営んでおりますが、申請地を堆肥舎用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への

日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。
議案第4号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の議案書を御覧ください。

【議案第5号、番号1番から7番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として畑285㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑624㎡の内0.207㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、資材置場用地として畑3筆計2,020㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、貸住宅用地として畑323㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、専用住宅用地として畑266㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅用地として畑278㎡を譲り受け計画するも

のです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番について、20台分の貸駐車場用地として畑600㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書が添付されています。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

10番 　　番号1番について、譲受人は妻と子1人と市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

5番 　　番号2番について、申請地を営農型太陽光発電施設用地として計画するものです。農地区分は、農用地区域内農地です。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思います。

12番 　　番号3番について、譲受人は申請地近くで金属加工業を営んでおりますが、既存施設に資材置場が不足しているため、一時転用により申請地を資材置場用地として計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地及び第1種農地及相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号4番について、市外で生活している譲受人の娘が、この度、地元に戻ってくるようになったため、譲受人の自宅近くにある申請地に娘が生活するための住宅を建設しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

8番 　　番号5番について、譲受人家族は市内の賃貸住宅で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

番号6番について、譲受人家族は市内にある譲受人の実家で生活しておりますが、子の成長に伴い手狭となったことから、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

2番 　　番号7番について、譲受人は申請地近くで水産物加工品を生産販売する会社を営んでおりますが、業務用の駐車場が不足していることから、申請地を駐車場として整備し、会社へ貸し付けようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。

転用目的に問題なく、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号について採決に入ります。
議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和2年度第4次農用地利用集積計画(案)について (別冊)

議案第2号 令和2年度第2次農用地利用配分計画案に係る意見決定について (別冊)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 2件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 7件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和2年10月7日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。